

第10回住民・福祉・教育小委員会（議事概要）

日 時 平成15年1月15日（水） PM2：30～PM4：04

場 所 弥栄町役場

出席者数 13人（欠席1人）

傍聴者数 4人

主な議題

- （1）協議第1号 19-16 各種社会福祉事業の取扱い（その5）
- （2）協議第2号 19-20 学校教育の取扱い（その4）
- （3）協議第3号 19-22 社会教育の取扱い（その5）継続協議
- （4）次回の議題について
- （5）次回の小委員会の予定

議事経緯

委員長あいさつ

会議成立確認

議事

- （1）協議第1号 19-16 各種社会福祉事業の取扱い（その5）・・・確認

主な意見

委 員 在宅介護支援センター運営事業で、事業費が各町違うのは内容に差があるのか。

また児童扶養手当の負担分は新市になれば4分の1になるのか。

部 会 事業費については、ほとんど人件費となっている。サービスについてはかわりはないが、対象人数に違いがあり業務量には差があると考え。児童扶養手当については、市になった場合は4分の1の負担が出てくる。

委 員 弥栄町だけ事業費の金額が突出しているがどうか。また各町の人員配置はどうなっているのか。

部 会 弥栄町は町の直営で基幹型と地域型を運営しており、人件費について有資格者が2人となっているが、そうでない職員も2人おり、合計4人に係る部分がトータルの事業費として予算計上されている。他の町については有資格者のみの事業費となっており、直営の基幹型、委託の地域型とそれぞれの事業費が計上されている。また丹後町については基幹型、地域型共に委託となっている。

委 員 中心の町に基幹型を置き、他を地域型とした場合、どこに基幹型を置くのかまたその職員体制はどうなっているか。

部 会 在宅介護支援センターは福祉事務所の所管となるが、まだ福祉事務所の位置が決まっていない。職員体制についても検討していない。

委 員 母子家庭の子弟等の就労について、保証人となるなどの就労保証の制度は大宮町、

久美浜町にあり、使われていないということで廃止が検討されているが実際の利用はどうなっているか。

部 会 大宮町で近年使われた例は知らない。

委 員 大宮町では昭和33年にできたそうで過失事故補償が5万円となっているが、これは現在の貨幣価値で計算すると150万円ほどになるかと考える。制度が当時のままとなっている。

部 会 近隣の市では福知山市、宮津市にあるが、いずれも過失事故補償については5万円となっている。

委 員 現在では能力主義など雇用状況、社会の状況等が当時と違うので、廃止の方向という調整案でも仕方がないと考える。

(2) 協議第2号 19-20 学校教育の取扱い(その4)・・・確認

主な意見

委 員 情報教育について、不十分な部分は補うということでは具体的にはどうか。

部 会 調整案に「文部科学省の新しい基準を満たす情報教育が実施できる基盤整備」とあるが、設備面のことである。

(3) 協議第3号 19-22 社会教育の取扱い(その5)・・・確認

主な意見

委 員 体育施設や学校施設の使用料について、調整結果に「運用の方法については検討する」とプラスされたので満足しているが、各町ともスポーツ団体、健康づくりあるいは親睦を目的とした団体があり、使用料をとることで活動を制限されることもあろうかと考え、運用面の方で減免等の措置をとっていただきたい。

(4) 次回の議題について
協定項目の協議について

(5) 次回の小委員会の予定
第11回住民・福祉・教育小委員会
日 時 平成15年2月7日(金)午後2時30分～
場 所 アグリセンター大宮

文責 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会事務局
(速報のため、事後修正の可能性あり)